

業務委託契約書

業務名称 日本アフリカ相互理解促進交流プログラム「Japan-Africa Youth Program」長期招へい・派遣プログラムに係る交流プログラム運営管理業務

一般財団法人日本国際協力センター（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、標記の業務について次の条項により委託契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約書における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 日本アフリカ相互理解促進交流プログラム「Japan-Africa Youth Program」外務省が推進する日本とアフリカ諸国との間で行われる青年の招へい・派遣を通じた交流プログラムをいう。
- (2) 長期招へい・派遣プログラム (1)のうち、長期の交流プログラム（招へい・派遣）をいう。（以下「プログラム」という。）
- (3) 甲 (1)の実施団体である一般財団法人日本国際協力センターをいう。
- (4) 乙 (2)のプログラムを実施する組織（連携パートナー）である〇〇〇〇〇をいう。

（信義・誠実の義務）

第2条 甲、乙両当事者は、おのおの対等な立場において、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第3条 甲は、乙が提案し採択された長期招へい・派遣プログラムに必要な業務を乙に委託する。

（契約履行期間）

第4条 本契約の履行期間は令和8年〇月〇日から令和〇年〇月〇日（プログラムの実施に関わる業務終了日から30日目。乙はこの間に報告書等を提出するものとする。）とする。

（契約金額および支払い方法）

第5条 甲は次にあげる契約金額（以下「契約金額」という。）の限度内において、乙が業務の実施に要する経費を乙に支払うものとする。

契約金額 金 X,XXX,XXX 円（消費税を含む）

（うち、消費税及び地方消費税額 YYY,YYY 円）

- 2 前項にいう契約金額の内訳は、付属書Ⅱ「経費概算見積書」のとおりとする
- 3 契約金額の支払いは、業務の完了後、第 11 条第 2 項に基づき確定した金額を一括して銀行口座へ振り込むこととする。概算払い、前払い、部分払いなどは行わない。

（業務の内容）

第 6 条 乙が受託する業務の内容は、付属書Ⅰ「業務実施要領」、付属書Ⅱ「経費概算見積書」及び付属書Ⅲ「交流プログラム計画書」に定めるものとする。

（再委託の制限等）

第 7 条 乙は、業務の全部又は業務実施要領等において指示する主たる部分を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、業務の一部（前項に規定する業務実施要領等において指示する主たる部分を除く。以下本条において同じ。）を合理的な理由及び必要性により第三者に委託する場合（以下「再委託」という。）には、予め甲の承認を得なければならない。この場合、再委託した業務に伴う再委託の相手方（再委託が数次にわたる場合はそれらの委託先を含む。）の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。
- 3 乙は、この契約の一部を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託の相手方と約定しなければならない。
- 4 甲は、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めた場合は、乙に対し更にこの契約の履行体制について書面による報告等を求めることができるものとする。
- 5 乙は、前項に基づき甲よりこの契約の履行体制について報告を求められた場合には、速やかに甲に対して書面により報告しなければならない。
- 6 乙は、再委託先が行う業務につき、本件プログラムを円滑に遂行できるように協力する。
- 7 乙は、再委託先が行う業務につき、本件プログラムの目的が達成されるように適切に監督し、業務契約に基づいて適切に事業が遂行されることを確保する責任を負う。

（連携先との協力）

第 8 条 乙は、本事業の実施にあたり、予め甲の承認を得て、他の組織（以下「連

携先」という。)と連携して業務を行うことができる。ただし、業務の全部又は業務実施要領等において指示する主たる部分は乙が主導して行うものとする。

- 2 前項の連携に関し、乙は、当該連携先の行為について自らの行為として責任を負うものとし、甲との関係において一切の責任主体となるものとする。
- 3 前二項の連携は、前条に定める再委託には該当しないものとする。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、やむを得ない理由により、第6条に定める業務の内容を変更する必要があると認められるときは、乙に対して書面による通知により、契約書の業務内容を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切ることができる。

- 2 前項の場合において、乙に増加費用が生じ、又は乙が損害を受けたときは、負担額、賠償額は甲乙が協議して定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の予見の有無を問わず、乙の特別の事情から生じた費用、損害、乙の逸失利益及び第三者からの損害賠償に基づく損害については責任を負わないものとする。
- 4 乙は、付属書Ⅱ「経費概算見積書」に記載された内容の主要な変更を行う必要が生じる場合は、事前に速やかに「変更計画書」を甲に提出し、その承認を得ることとする。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第10条 天災地変、戦争、国際紛争、内乱、暴動、テロ行為、ストライキ、業務対象国政府による決定等、社会通念に照らして甲乙いずれの責に帰すべからざるやむを得ない事由(以下「不可抗力」という。)により、甲乙いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

- 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

(業務実施状況の報告および精算)

第11条 乙は、甲が指定した期間内に「実施報告書」「実施精算内訳書」ならびに支出内容を証明する証拠書類を甲に提出しなければならない。金額の精算は、「実施報告書」「実施精算内訳書」に基づき、契約履行期間及び契約金額の範囲内において行うものとする。

- 2 甲は、乙から提出のあった「実施報告書」及び「実施精算内訳書」の内容を検

査し、契約金額の範囲内で確定金額を決定し、これを乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、前項の確定金額の通知を甲から受けたときは、所定の手続きに従って確定金額の支払を請求することができる。なお、請求にあたって消費税額等に1円未満の端数が生じる場合には切り捨て処理を行う。
- 4 甲は、前項の適法なる請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該金額を乙に支払うものとする。

(遅延金)

第12条 甲の責に帰すべき理由により、前条第4項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日とする。)3%の割合を乗じた額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(帳簿等の整備)

- 第13条 乙は、本契約に係る諸帳簿の記帳及び証拠書類を整備し、甲の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 乙は、前項に規定する諸帳簿及び証拠書類を、本業務を実施した年度の翌年度から5年間保存するものとする。

第14条 (通知義務)

甲及び乙は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、相手方に対し、あらかじめその旨を書面により通知しなければならない。

- ① 法人の名称の変更
- ② 代表者の変更
- ③ 主たる事務所の所在地の変更

(確認及び報告)

- 第15条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について確認し、若しくは乙に対し報告を求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、甲に対し、速やかに報告をしなければならない。
 - 3 甲は、乙による委託業務の履行状況が本契約の内容に適合しないと認めるときは、乙に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告し、又は指示することができる。

- 4 乙は、前項の規定に基づく勧告又は指示を受けた場合には、当該期限内に必要な是正措置を講じなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の是正措置を講じない場合又は講じてもなお改善が認められない場合には、本契約の全部又は一部の解除その他必要な措置を講ずることができる。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し関係書類の提出又は説明を求めることができる。

(契約保証金)

第16条 甲は、乙の契約保証金を免除する。

(災害補償の免責)

- 第17条 委託業務の履行期間中において、プログラムの参加者が、生命若しくは身体に損傷を受けた場合、又は財産上の損害を被った場合は、乙が責任を負うものとし、参加者と協議の上、誠意をもって問題の解決に当るものとする。甲はこれら一切の責任を免れるものとする。
- 2 乙は、自己の責任と判断において業務を遂行するものとする。乙の業務従事者及びプログラム参加者の業務上の負傷、疾病、廃失又は死亡にかかる損失については、甲はこれら一切の責任を免れるものとする。

(損害等の措置)

- 第18条 委託業務の履行期間中において、プログラム参加者が、プログラム従事者(再委託先、連携先、及び交流先を含む。)又は第三者(以下「プログラム従事者等」という。)に対し財産上の損害を与えた場合又はプログラム従事者等の生命若しくは身体に損傷を与えた場合には、甲はこれら一切の責任を負わないものとする。(「交流先」とは、プログラムの一環として訪問、又は共同して研究若しくは活動を行う大学、研究機関、企業等を指す。)
- 2 前項の場合における当該損害又は事故への対応については、乙及びプログラム参加者の双方で誠意をもって問題の解決に当るものとする。

(甲の解除権)

- 第19条 甲は、乙が次に掲げる各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
- (1) 乙の責に帰すべき事由により契約の目的を達成する見込がないと明らかに認められるとき。

- (2) 乙が、次条に規定する事由に拠らないで契約の解除を申し出、契約の履行を果たさないとき。
- (3) 乙が本業務応募時に提出した誓約書に記載される内容に違反したと認められるとき。
- (4) 乙が第15条第3項の規定に基づく甲の指示に従わず、又は同条第4項の期限内に必要な是正措置を講じないとき。

(乙の解除権)

第20条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは契約を解除することができる。

(違約金)

第21条 第19条の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、甲に対し契約金額の10分の1に相当する違約金を、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

2 前条の規定により本契約が解除された場合においては、甲は、乙に対し契約金額の10分の1に相当する違約金を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第22条 甲乙両当事者は、本契約に関連して知り得た秘密を第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した際、自己の責めによらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発、取得していたことを証明できる内容
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

2 前項の規定は、本契約が終了した後もその効力を有するものとする。

(個人情報の取扱い)

第23条 プログラムの実施にあたり、個人情報の取扱いについては、別途「個人情報の取扱いに関する契約書」を甲乙間で締結し、これに従うものとする。

- 2 乙は、プログラム参加者から個人情報の収集を行う。この場合、乙は、情報収集の目的及び個人情報の利用・提供の範囲について、プログラム参加者に説明を行い、書面により利用・提供の同意を得るものとする。個人情報についてトラブルが生じた時は、前項の契約書の規定にかかわらず、乙の責任及び費用負担において処理解決する。

(報告書等の帰属)

- 第24条 第11条第1項に定める「実施報告書」については、甲が内容を検査し受領した時点で、その所有権及び著作権は甲に帰属する。乙は、著作者人格権を主張しない。
- 2 前項を除き、乙が本契約を実施するために作成した資料等の著作権は、乙に帰属するが、乙は甲が無償でこれを使用、複製、翻案、翻訳することを許諾する。

(知的財産権の非侵害保証)

- 第25条 乙は、本業務の履行により作成する報告書、資料等（以下「報告書等」という。）が、第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害していないことを保証する。
- 2 報告書等に関して第三者から知的財産権侵害の主張、請求その他の紛争が生じた場合、乙は自己の責任及び費用負担においてこれを処理解決するものとする。
 - 3 前項の紛争により甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償し、甲に一切の迷惑または損害を及ぼさないものとする。

(危機管理体制の構築)

- 第26条 乙は、プログラムの実施にあたり、プログラム従事者（再委託先、連携先及び交流先を含む。）及びプログラム参加者の生命及び身体の安全を最優先とするものとする。
- 2 乙は、前項の趣旨に基づき、自らの責任と負担において、病気、事故その他の問題が生じないように必要な予防措置及び体制の整備を行うものとする。
 - 3 乙は、万一、病気、事故その他のトラブルが生じた場合に備え、連絡、ケア及びカウンセリング等の対応体制をあらかじめ整備するものとする。
 - 4 乙は、自然災害その他通常予測し難い事態についても十分に考慮し、適切な危機管理体制の整備を行うものとする。

(準拠法)

- 第27条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(疑義の決定)

第28条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

(合意管轄)

第29条 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保持する。

令和8年〇月〇日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
新宿第一生命ビルディング16階
一般財団法人日本国際協力センター
業務執行理事 山名 健司 印

乙 (住所)
(法人名)
(代表者役職・氏名) 印

業務実施要領

第 1 総則

この要領は、甲が委託するプログラムに関し、乙が実施する業務が適正かつ円滑に実施されるよう、その内容を定めるものである。

なお、この要領に定めていない事項については、乙は随時甲と協議の上、その業務を進めるものとする。

第 2 業務の内容

乙は、付属書 II 「経費概算見積書」に基づくプログラムの実施及びその運営に必要な以下の業務を、甲と適切に連絡をとりながら実施するものとする。なお、契約書第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の「業務実施要領等において指示する主たる部分」とは、3、4、5、8、9、10 を指すものとする。

1. プログラム日程調整及び日程表作成
2. 旅行手配（国際航空券、査証取得、国内外における滞在にかかる手配）
3. プログラム実施に係る緊急時対応、安全確保ならびに法令遵守（知的財産・安全保障貿易管理・個人情報等）体制の構築と徹底
4. 交流先・視察先・講師及びプログラム参加者の選定
5. 講師・視察先等関係者との連絡・調整（教材利用・資料複製等の許諾確認含む）
6. 講義室・会場等の手配
7. 使用資機材手配
8. 報告会の実施
9. プログラム実施・成果の広報
10. 甲が実施するモニタリング、アンケート調査、広報活動等への協力
11. 適切な予算管理・執行
12. プログラム計画に変更が生じた際の契約関連対応
13. 各経費支払い手続き、領収書の取り付け
14. 「実施報告書」「実施精算内訳書」ならびに支出内容を証明する証拠書類の提出

第 3 業務内容等の変更に係る取扱い

契約期間中、天災その他やむを得ない事情又は事業実施上の必要性により、

交流プログラム計画書その他本要領に基づき定められた業務内容等について変更を行う必要が生じた場合、乙は、あらかじめ甲と協議の上、甲の指示又は承認を受けて対応するものとする。

2 前項に基づく変更の取扱いについては、変更する事柄の内容に応じて、原則として次表のとおり運用するものとする。

変更する事柄	運用方法
交流プログラム計画書に記載した活動を中止し、新たに設定する場合	乙は交流プログラム計画書の変更案を提出し、甲による事前承認を受ける。
新しい経費項目を追加する場合	
費目間流用(※大項目レベル)を行う場合	
契約期間を変更する場合	変更契約を締結する。

3 本条に基づく変更は、本契約及び関係法令に抵触しない範囲において行うものとし、本要領に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。